

熊本県立熊本支援学校「いじめ防止基本方針」

令和6年4月
熊本県立熊本支援学校

1 はじめに

- ・いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。
- ・いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。
- ・いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。
- ・いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」を策定する。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策についての基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として、いじめの防止等の対策に重点的に取り組む。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないよう、また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進める。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域及びその他の関係機関と連携して取り組む。

2 いじめの定義

定義「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めるようにする。
- ・いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めるようにする。

- ・いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するようにする。

（このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。）

- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」（「いじめ防止等対策委員会」以下同じ。）を活用して行う。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとるようにする。

○法第2条における「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をするものとする。

○インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至ってない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

○一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応により対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止等対策委員会」へ情報提供することとする。

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものを想定する。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあつては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童生徒が我慢すべき」、「被害児童生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあってはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要である。

(1) いじめの防止等のための具体的な取組

- ・児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていくようにする。
- ・児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・児童生徒が集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくる。そして、ストレスに適切に対処できる教育を実践する。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、児童生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。
- ・児童生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、スクールロイヤー活用事業やスクールサポーターの活用など、外部の専門家と連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じて指導する。
- ・相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気醸成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員が一緒に考えるといった機会を、児童生徒の発達段階に応じて設けるようにする。

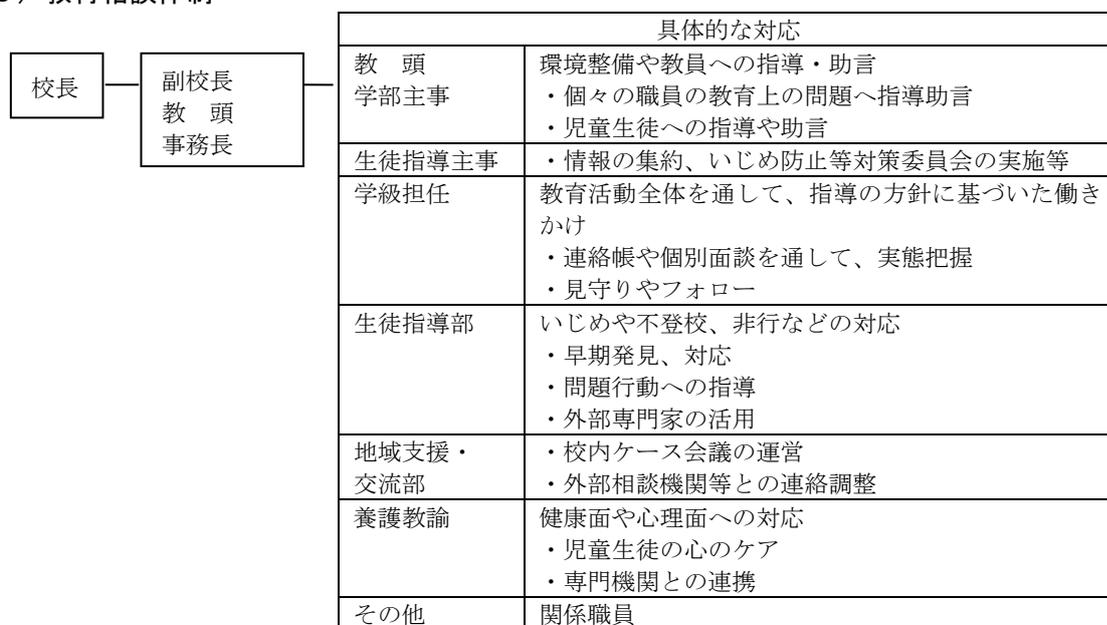
(2) いじめの早期発見

- ・わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努めるものとする。
- ・全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないよ

うにする。

- ・スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童生徒が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証する。
- ・アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応する。また、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図る。
- ・児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動、LHR等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会をつくる。
- ・各学部で実施する週1回の児童生徒の情報交換の時間等を活用し、いじめ問題に関連する児童生徒の行動や様子の変化について情報交換を行い、早期発見に努める。

(3) 教育相談体制



※相談窓口は次のとおりとし、相談を受けた場合は、いじめ問題対応マニュアル（次頁）に沿って、対応する。

- ・各担任及び各学部主事
- ・生徒指導主事
- ・養護教諭

(4) 学校いじめ防止プログラム（別紙1）

いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の教育活動全体を通じて、体系的かつ計画的に取り組む。

2 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策委員会」

(1) 構成員

校長、副校長、教頭、事務長、各学部主事、生徒指導主事、人権教育主任

生徒指導部担当、養護教諭、外部専門家

※1 生徒指導主事を情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）とする

※2 必要に応じて関係職員も参加する

(2) 組織の役割

いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。また、専門的な知識を有する関係者を加え、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

具体的には、以下のような役割を担う。

[未然防止]

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

[早期発見・事案対処]

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

[学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組]

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめに対する措置

いじめを発見した場合、または通報を受けた場合は、児童生徒の主張を第一に尊重し、迅速に対応する。「いじめ防止等対策委員会」を開催し、関係職員で事実や情報の収集、整理、今後の方針について検討し、組織的に対応する。

(1) いじめ問題対応マニュアル（別紙2）

(2) いじめられた児童生徒への対応

- ・個別に事実確認を行うと共に、いじめを受けた児童生徒の心に寄り添い、心の支えになれることを第一に考える。
- ・児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう個別に指導や支援を行う。

(3) いじめた児童生徒への対応

- ・いじめを行った状況について、理由やいいわけを丁寧に聞き取る。また、児童生徒の背景（家庭環境等）にも配慮し、指導や支援を行う。
- ・心理的な孤立を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、「いかなる場合でもいじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。また、このことについて理解を促すため、児童生徒の実態に合わせ一定期間個別に指導を行う。

(4) 家庭との連携

- ・加害者、被害者、両方に事実を正確に説明する。
- ・保護者の心情を理解共感しながら、再発防止に向けた対応について共通理解を図り、連携して取り組む。

(5) いじめ対応チェックリスト

区分	項目	確認	
関係生徒に係る初動対応	1	いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
	2	いじめられた生徒といじめた生徒の双方から、いじめの内容等について十分に話を聞いている。	
	3	関係生徒の保護者へ第1報を行っている。	
	4	いじめられた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
組織的対応	5	管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
	6	「いじめ防止等対策委員会」を開催し、校長を中心として、指導・支援体制の方針等を決定し、迅速に対応している。	
	7	関係生徒から聞き取った内容をもとに事実関係を改めて確認し、必要に応じて再調査を行うとともに、その内容を保護者に報告している。	
	8	必要に応じて職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応方針を確認し、共通理解を図っている。	
いじめた生徒への対応	9	いじめた生徒や学級等へ「いじめは決して許されない行為である」と毅然として指導している。	
	10	いじめた生徒が抱える問題等、いじめを行った背景もとらえながら指導している。	
	11	不満やストレス（友人関係や学習、進路、家庭生活の悩み）があっても、適切な方法で発散することができるよう指導している。	
	12	いじめた生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得た上で指導を行っている。	
いじめられた生徒のケア	13	いじめられた生徒の安全確保に配慮した対応をしている。	
	14	「いじめが再発していないか」、「いじめられた生徒が嫌な思いをしていないか」など、全教職員による見守りと個人面談による確認など、適切な支援・指導を行っている。	
	15	いじめられた生徒の不安がなくなり、安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な支援を行っている。	
県教委への報告	16	<通常事案>認知したいじめ事案について、県教育委員会へ「取組状況報告書」を通じて報告している。	
重大事態に係る取組	17	<重大事態及び重大事態が疑われる事案>県教育委員会へ、いじめの事実と対応の第1報を行っている。	
	18	<犯罪行為が疑われる事案>必要に応じて、警察等の関係機関に連絡をとり、連携を図っている。	
再発防止の取組	19	保護者やPTA等と連携して、事後の対応やいじめの再発防止に取り組んでいる。	
	20	学校運営協議会や地域の関係者と連携して、事案への対応やいじめの再発防止に取り組んでいる。	

(6) 継続した対応

- ・家庭・施設・専門家と連携し、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、両方へ継続した指導、支援を行う。特に、いじめられた児童生徒へは、安心して生活できるように心のケアを努める。
- ・連絡帳や日記、個別面談等をとおして、引き続き十分な観察を行い、継続した対応を行う。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- ・いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・課外児童生徒の様子をふくめ状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

(法第28条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査を行う。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等を行う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。

(3) 重大事態の発生と調査

ア 調査の趣旨

調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- ・事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- ・調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- ・いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- ・在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- ・特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ・保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- ・調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守る

ことを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うに当たっては、関係機関と適切な連携を図った上で、対応する。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。
- ・なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対処したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。その際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。